

## 喫煙者限定!4月施行「改正健康増進法」の「詫びサービス」 大阪・たこ焼き店「くれおーる」で3月23日より 店内禁煙にご協力の喫煙者に「たこ焼き」を1個増量します

大阪を中心にたこ焼き店、お好み焼き店を展開する株式会社くれおーる（本社：大阪府中央区、代表取締役社長：加西幸裕）が運営する飲食店「くれおーる」「たこ焼き酒場 くれおーる」は、4月1日の改正健康増進法の施行に先立ち、3月23日より、**店内禁煙にご協力いただける喫煙者のお客様にたこ焼きを1個増量する「喫煙者詫びサービス」**を始めます。



店内禁煙にご協力いただくと「喫煙者詫びサービス」



たこ焼きを1個増量サービス

### ■4月1日「改正健康増進法」により飲食店での喫煙が法律で大幅に制限されます

改正健康増進法の施行で、飲食店は「新規店」「客席面積100平方メートル以上」「資本金5,000万円以上」のいずれかに該当する場合は、**原則店内禁煙**になります。該当しない店舗は4月以降も喫煙は可能ですが、**20歳未満の客の来店ができなくなります**。そのうえ、**20歳未満の従業員の雇用もできない**ので、飲食業の人材不足により一層拍車がかかることが予想されます。

こうした時代の流れを受け、当社では100平方メートル以下の店舗を含めて、**4月1日より全店禁煙**とすることにいたしました。

### ■喫煙者限定サービス！店内禁煙のご協力いただいた方にたこ焼き1個増量

4月1日の施行に先立ち、3月23日より**店内禁煙にご協力いただいた喫煙者の方がたこ焼きを注文すると、お詫びとして1個増量**いたします。お客様にタバコをご提示いただき、3月中は店内で喫煙可能なため灰皿と交換となります。**スタッフの接客トレーニングと喫煙者の方に店内禁煙の新しい習慣に慣れていただくことを目的に先行導入**いたします。老若男女に愛され、大阪のソウルフード「たこ焼き」。店頭で焼き上げるたこ焼きが名物で、来店客の家族連れの比率は高く、**お客様が受動喫煙の心配なく、安心してたこ焼きを味わっていただければ**と思います。

#### 〔喫煙者詫びサービス 概要〕

- ◇実施期間：2020年3月23日（月）～4月12日（日）
- ◇実施店舗：「くれおーる」道頓堀店・新京橋店・道玄坂1丁目店  
「たこ焼き酒場 くれおーる」京橋南口店 計4店舗
- ◇内容：店内禁煙にご協力いただいた喫煙者の方が、たこ焼きを注文すると1個増量して提供
- ◇条件：①タバコをご提示（3月は灰皿と交換） ②喫煙者1人につき2回まで ③テークアウト不可

#### 〔会社概要〕

社名 株式会社くれおーる  
本社 大阪府中央区千日前1丁目8番18号  
代表 加西 幸裕  
事業内容 たこ焼き店 お好み焼き店 串かつ店 居酒屋  
ホテル・デパートでのイベント出店  
ウェブサイト <https://creo-ru.com/>



是非、貴社媒体での掲載のご検討をお願い申し上げます。ご不明な点がございましたらお気軽にお尋ねくださいませ。

#### ～取材についてのお問合せ先～

株式会社くれおーる広報事務局（担当者＝岡本、古沢） 電話＝06-4708-3766 メール＝pr@raple.co.jp